

規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	金融商品取引法	
規制の名称	電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者等に対する規制の見直し	
担当部局	金融庁企画市場局市場課	電話番号:03-3506-6000(内線:2622) e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	令和3年7月7日	
事前評価時の想定との比較	事前評価時、非上場有価証券の募集の取扱い等に関し、インターネットを用いることについて、その特性に鑑みた規制は特段設けられていなかったため、非上場有価証券について「電子募集取扱業務(インターネットを通じた有価証券の募集の取扱い等)」を行う金融商品取引業者について、投資者保護の観点から、規制を設けたところ、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は特段生じておらず、投資家保護は引き続き重要である。	
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	費用、影響等	事前評価時の推計等との比較
遵守費用	事前評価時、遵守費用について電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者において、その業務を適確に遂行するための体制を整備するために必要な費用及びインターネットを通じて発行者に関する情報等を投資者に提供するために必要な費用が発生すると見込んでいた。 電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者は43者(令和3年4月末時点)存在するが、これらの規制のみならず、他の規制を含めた金融規制全般について遵守していることから、本規制の見直しにより生じた遵守費用の増減のみを抜き出して把握・推算することは困難と考えられる。	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
行政費用	事前評価時、行政費用について行政庁(国)において、金融商品取引業者が体制整備義務及び情報提供義務を履行しているか否かを確認するために必要な費用が発生すると見込んでいた。 行政庁(国)は、金融行政を遂行するにあたり、これらの規制のみならず、他の規制を含めた金融規制全般についてモニタリングしていることなどを踏まえれば、本規制の見直しにより生じた行政費用の増減のみを抜き出して把握・推算することは困難である。	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
効果(定量化)	規制の事前評価時、電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者に対し、発行者のデューデリジェンス等を行うために必要な体制整備を義務付けることで、発行者による詐欺的な行為が抑止され、また、金融商品取引業者に対し、投資者に対する情報提供及びそれを適切に行うための体制整備を義務付けることで、投資者が十分な情報に基づいて投資判断をすることが可能となると考えていた。 当庁に寄せられた詐欺的な投資勧誘に関する情報の受付件数だけで一概に評価するのは難しいものの、規制の導入後、当該件数は増加している状況がない(平成26年度:3172件、令和2年度:1891件。)ことを踏まえると、一定の投資者保護につながったものと考えられることから、規制の事前評価時に見込んだ効果とかい離はないが、本規制の見直しによる効果のみを抜き出して定量的に把握することは困難である。	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
便益(金銭価値化)	一定の効果があったことが想定されるものの、その内容から、効果の金銭価値化は困難と考えられる。	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
副次的な影響及び波及的な影響	当該規制に係る副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
考察	規制の見直しにより、過大な遵守費用や行政費用が発生している状況は認められない。一方、規制の事前評価時に見込んだ効果は発現していると考えられる。よって、当該規制を継続していくことが妥当であり、本件に係る特段の見直しは不要であると考ええる。	
備考		